

「介護サービス情報の公表制度」の概要

報告情報（報告必須）	○基本情報 ・従業者に関する事項、サービスに関する事項等 ○運営情報（新規事業所を除く） ・利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置等
報告情報（報告任意）	○介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する事項等 ・都道府県が項目を設定（長崎県：現在設定なし）
報告対象サービス	○介護予防・地域密着サービスを含む25種類53サービス
報告免除事業者	○1年間の介護報酬実績が100万円以下の事業所 （一体的報告の対象となるサービス有）
報告免除サービス等	○介護予防支援 ○特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム：外部サービス利用型） ○介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム：外部サービス利用型） ○居宅療養管理指導 ○介護予防居宅療養管理指導 ○短期入所療養介護（診療所） ○介護予防短期入所療養介護（診療所） ○介護療養型医療施設（定員8人以下の施設） ○みなし事業所（指定があったとみなされる日から1年間） ・病院・診療所における訪問看護、訪問リハ、通所リハ ・介護老人保健施設における短期入所療養介護、通リハ ・介護療養型医療施設における短期療養介護
報告時期	○都道府県が毎年定める計画による。（年1回の報告：義務）
調査対象情報	○基本情報 ○運営情報 ○任意報告情報
調査	○都道府県が必要と認める場合に調査
調査方法	○調査員1名以上による訪問調査 ○訪問調査以外の方法においても適正に調査ができると判断した場合は、他の調査方法による実施も可 ※長崎県：調査が必要な場合に実施
公表情報	○基本情報 ○運営情報 ○任意報告情報（公表内容に配慮） ○事業所の特色（任意）
公表方法	○事業者から報告された情報を公表 ○調査を実施した場合は、調査結果を公表
公表システム	○国において公表サーバーを設置、一元的に管理運営
公表事務	○国が設置した公表サーバーを活用し、都道府県は事業者からの報告の受理、公表等の事務を実施
手数料	○地方自治法に基づき事業者から手数料を徴収可能（長崎県：現在無料）
計画	○報告計画、調査計画、公表計画を都道府県の実情に応じ、毎年定める
報告拒否等への対応	○報告等を命じ、命令に従わない場合には、指定取消または停止 ※介護保険法第115条の35に規定

一体的な報告の対象となる介護サービス

下記一覧の組み合わせの複数の介護サービスを運営している場合には、いずれかのサービスが報告要件を満たすかどうか判断し、一つでも要件を満たすものについては、その組み合わせ全てのサービスを報告しなければなりません。

一体的な報告の対象となる介護サービス一覧

- 訪問介護＋夜間対応型訪問介護＋介護予防訪問介護
- 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護
- 訪問看護＋介護予防訪問看護＋療養通所介護
- 訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション
- 福祉用具貸与＋介護予防福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋特定介護予防福祉用具販売
- 通所介護＋療養通所介護＋介護予防通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護
- 通所リハビリテーション＋療養通所介護＋介護予防通所リハビリテーション
- 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）※外部利用型含む
- 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）※外部利用型含む
- 特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅）＋介護予防特定施設入居者生活介護
（サービス付高齢者向け住宅）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅）
※外部利用型含む
- 介護福祉施設＋地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護＋短期入所生活介護
＋介護予防短期入所生活介護
- 介護老人保健施設＋短期入所慮要介護（介護老人保健施設）＋介護予防短期入所療養介護
（介護老人保健施設）
- 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（介護療養型医療施設）＋介護予防短期入所療養介護
（介護療養型医療施設）
- 小規模多機能型居宅介護＋介護予防小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護＋介護予防認知症対応型共同生活介護
- 訪問介護＋定期巡回・随時対応型訪問介護看護＋介護予防訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護＋夜間対応型訪問介護
- 訪問看護＋定期巡回・随時対応型訪問看護（一体型に限る）＋介護予防訪問看護
- 訪問看護＋看護小規模多機能型居宅介護＋介護予防訪問看護
- 小規模多機能型居宅介護＋看護小規模多機能型居宅介護＋介護予防小規模多機能型居宅介護

長崎県のホームページからの検索方法

ホーム＞分類で探す＞福祉・保険＞高齢者・介護保険＞介護サービス情報の公表等＞「介護サービス情報の公表」制度

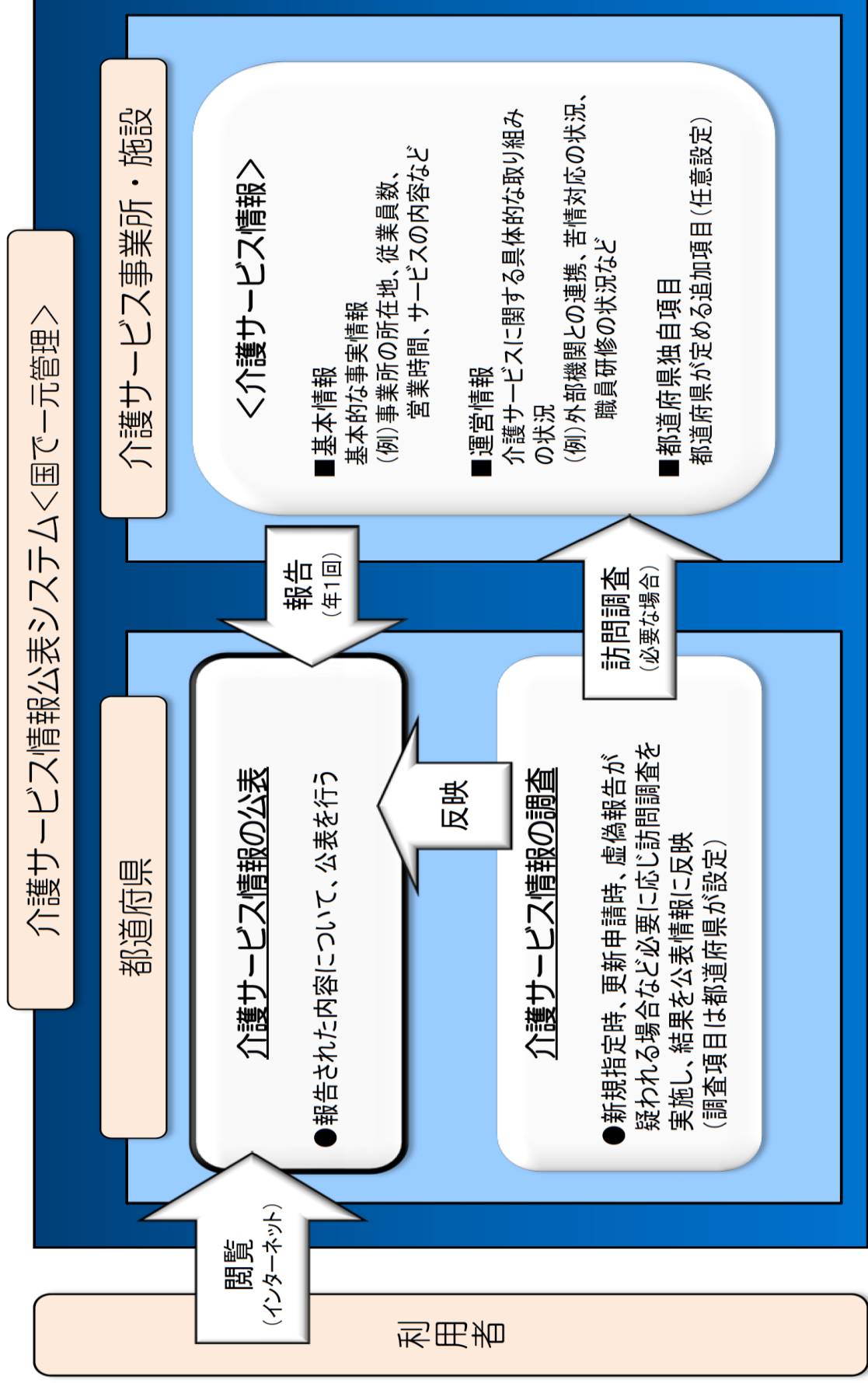
介護サービス情報の公表制度の仕組み

【趣旨】

○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が公表する。

【ポイント】

- 介護サービス事業所は年一回直近の介護サービス情報を都道府県に報告する。
- 都道府県は事業所から報告された内容についてインターネットで公表を行う。また、都道府県は報告内容に対する調査が必要と認める場合、事業所に対して訪問調査を行うことができる。（都道府県は調査にかかる指針を定める）



平成29年4月版



スマホ、PC でカンタン検索!

介護 公表 検索 クリック



介護サービス情報 公表システム



介護事業所を
探せます!

厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」は、
全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、
インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。
さまざまな「サービス」や「介護サービス事業所」を
自由に選択できる『介護保険制度』の
利用にあたって、ぜひご活用ください。



『介護サービス情報公表システム』ではどんなことができるの？

- 知りたい地域の介護サービス事業所をネット上でいつでも自由に探すことができます。
- 「介護事業所」に加え「地域包括支援センター」「生活支援等サービス」等の生活関連情報をホームページでまとめて検索できます。
- 介護サービス事業所の基礎データや特色がわかります。
- 複



1 / 2



「介護事業所検索」ではどんな情報が見られるの？

■ 全体を集約した「事業所の概要」をはじめ、「事業所の詳細」「事業所の特色」「運営状況」などを調べることができます。

事業所の概要

事業所の「詳細」「特色」「運営状況」の概略が表示されます。

確認できる情報

- ▶ 事業所の所在地
- ▶ サービスの内容、利用料、設備の概要…など

事業所の詳細

事業所が報告した基本情報が表示されます。

確認できる情報

- ▶ 提供しているサービスの一覧（設備や協力医療機関なども確認できます。）
- ▶ サービスを利用する際の利用料…など

事業所の特色

事業所の責任で公表している情報が表示されます。

確認できる情報

- ▶ サービスの内容・特色など、事業所による PR（写真や動画なども閲覧できます。）
- ▶ 事業所の定員や空き情報…など

運営状況

事業所が報告した運営情報が表示されます。

確認できる情報

- ▶ 事業所の運営状況をレーダーチャート図で表示（運営状況の全体像が確認できます。）
- ▶ 「サービスの質の確保」など事業所運営にあたっての取組…など

事業所を比較する

比較対象に追加した事業所を比較表示できます。

最大 30 件、30 日間保持できます！

「しおり」を付ける

気になった事業所を再表示できます。

最大 90 件、30 日間保持できます！

■ 「比較対象」や「しおり」機能を活用すれば、簡単に比較検討・再表示が行えます。

スマホ検索には専用アプリが便利！



介護事業所ナビ

介護サービス事業所を選択する際に役立つ、様々な機能をご利用いただけます。



ダウンロードはこちらから

iPhone をご利用の方



Android をご利用の方



「介護サービス情報公表システム」に関するお問合せ先

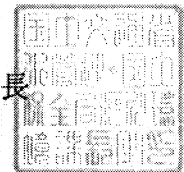


雇児総発 0619 第1号
社援保発 0619 第1号
障企発 0619 第2号
老推発 0619 第2号
老高発 0619 第1号
老振発 0619 第1号
老老発 0619 第1号
国水環防 第5号
国水砂 第10号
平成29年6月19日

関係者（別紙1参照）各位

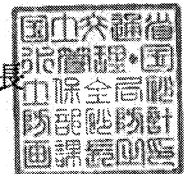
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局振興課長
厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長



(印影印刷)

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長



(印影印刷)

「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」の
周知及び点検の実施について（依頼）

水防法等の一部を改正する法律（平成29年5月19日法律第31号）が施行され、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」とする）に基づき市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区

域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下、「管理者等」とする）に対し、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられました。

この改正を受けて、要配慮者利用施設の管理者等が作成した避難計画について、施設を所管する公共団体が水防法・土砂災害防止法上の観点から点検し、当該施設において要配慮者を確実に避難させられるよう、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（別紙2）を国土交通省と厚生労働省の共同により作成しましたので、お知らせします。

また、貴職におかれましては、本内容を貴管内市町村に周知するとともに、要配慮者利用施設の避難計画に係る都道府県及び市町村の点検体制について、本マニュアルの記載内容も参考に、貴都道府県関係部局及び管内市町村と共同して確認・調整し、要配慮者利用施設の避難計画の点検を適切かつ確実にを行うよう措置方を願います。

なお、要配慮者利用施設の管理者等が水防法・土砂災害防止法に基づく避難計画を作成するにあたって参考となる情報（別紙3参照）を国土交通省のWebサイトに掲載しておりますので、あわせて周知をお願いします。

【問い合わせ先】

- 民生主管部局の点検体制関係
 - 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
 - 課長補佐 稲田（内線 7952）
 - 調整係長 武居（内線 7830）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3595-2313
 - 厚生労働省社会・援護局保護課
 - 予算係長 加藤（内線 2824）
 - 予算係 原（内線 2824）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3503-5934
 - 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
 - 企画法令係 平野（内線 3022）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3502-0892
 - 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
 - 室長補佐 余語（内線 3869）
 - 認知症施策推進係長 近藤（内線 3975）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3503-2740
 - 厚生労働省老健局高齢者支援課
 - 課長補佐 吉行（内線 3970）
 - 施設係長 村田（内線 3928）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3503-3670
 - 厚生労働省老健局振興課
 - 法令係 屋成（内線 3937）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3503-7894
 - 厚生労働省老健局老人保健課
 - 企画法令係 岡田（内線 3949）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3503-4010
- 水害関係
 - 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
 - 課長補佐 小川（内線 35439）
 - 津波水防係長 大山（内線 35457）
 - TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603
- 土砂災害関係
 - 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
 - 企画専門官 山本（内線 36152）
 - 地震対策係長 辻（内線 36154）
 - TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1610

関係者内訳

各都道府県民生主管部（局）長

各都道府県水防担当部（局）長

各都道府県土木主管部（局）長

水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における
避難計画点検マニュアル

平成29年6月

厚 生 労 働 省
国 土 交 通 省

避難計画チェックリスト

チェック 対象施設名		チェック 担当者名	
---------------	--	--------------	--

計画の項目	チェック項目	チェック欄
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達 (水防法施行規則 16 条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の 情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する 体制が定められているか</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難 誘導を行う体制となっているか</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">避難準備・高齢者等避難開始等の発令が無い場合でも避難 の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか</div>	
(イ) 避難誘導 (水防法施行規則 16 条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に 設定されているか</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されている か</div>	
(ウ) 施設整備 (水防法施行規則 16 条三) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手する ための設備が記載されているか</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要 な設備が記載されているか</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な 物資が確保されているか</div>	
(エ) 教育・訓練 (水防法施行規則 16 条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか</div>	
(オ) 自衛水防組織 (設置した場合のみ) (水防法施行規則 16 条五) 自衛水防組織の業務に関する事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定 され、計画に記載されているか</div>	

本マニュアルについて

○マニュアルの構成

・ 本マニュアルについて	2
・ マニュアルの構成	
・ マニュアルの目的	
・ マニュアルの使い方	
・ 点検前に対応しておくべき事項	
・ 点検体制、項目と着眼点	6
・ 点検にあたって把握しておくべき事項	
・ 点検体制	
・ 点検項目と着眼点	
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達	
(イ) 避難誘導	
(ウ) 施設整備	
(エ) 教育・訓練	
(オ) 自衛水防組織	
・ (参考)	14
・ 水防法上の義務等について	
・ 土砂災害防止法上の義務等について	
・ 「避難確保計画」に記載が求められる事項について	

○マニュアルの目的

要配慮者利用施設¹は、介護保険法等の事業法²や関連する通知等により、非常災害に関する具体的な計画（以下、「非常災害対策計画」とする）の作成が求められるとともに、水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画に記載された施設では、水害や土砂災害に対応した避難に係る計画（以下、「避難確保計画」とする）の作成が義務づけられます。

本点検マニュアルは、水防法又は土砂災害防止法に基づき地域防災計画に記載された各要配慮者利用施設の作成する非常災害対策計画において、その記載内容が避難確保計画として水防法又は土砂災害防止法上の規定を満たし、当該施設において要配慮者を確実に避難させられるよう、施設を所管する地方公共団体が、各要配慮者利用施設が計画を提出した際や、その他定期監査時等においてその内容を確認する際の着眼点をまとめたものです。

なお、内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月）において、避難準

¹ 水防法及び土砂災害防止法では、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する施設のこととしている。

² このほか、老人福祉法、障害者総合支援法、生活保護法、児童福祉法、母子保健法、売春防止法が該当する。

備・高齢者等避難開始が避難のための情報として新たに位置づけられたところであり、この情報が適切に計画に反映されているか、既存の作成済みの避難計画も改めて点検が必要です。

○マニュアルの使い方

要配慮者利用施設の非常災害対策計画について、本マニュアル1ページ目に掲載したチェックリストの項目が全て満たされているか（自衛水防組織については設置されている場合のみ）確認します。確認における着眼点を4ページからの「点検項目と着眼点」に記載していますので、必要に応じ参照してください。

なお、本マニュアルに示す点検項目を、各施設において作成済みのその他の避難計画（消防計画など）に対して適用することにより、既存の計画を水防法又は土砂災害防止法上の避難確保計画として認定することも可能です。

○点検前に対応しておくべき事項

点検に先立って、各要配慮者利用施設が水防法又は土砂災害防止法に基づき地域防災計画に記載されているか、地域防災計画に記載する必要があるか、また地域防災計画に記載された施設について非常災害対策計画に水防法又は土砂災害防止法に基づく記載があるかについて、下記に留意のうえ確認しておくことが重要です。

【留意事項】

- ・ 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設について、リストの作成・管理
- ・ リストアップされた施設が、地域防災計画に記載されているか確認し、必要に応じ当該施設を地域防災計画に記載
- ・ 地域防災計画に記載された施設の非常災害対策計画の水防法又は土砂災害防止法に基づく記載の有無について確認し、未記載の場合は施設管理者にその旨を通知、作成意思のない場合は施設名等の公表

○点検にあたって把握しておくべき事項

要配慮者利用施設の作成した避難計画の点検にあたり、以下の情報について事前に確認しておくことが必要です。

【留意事項】

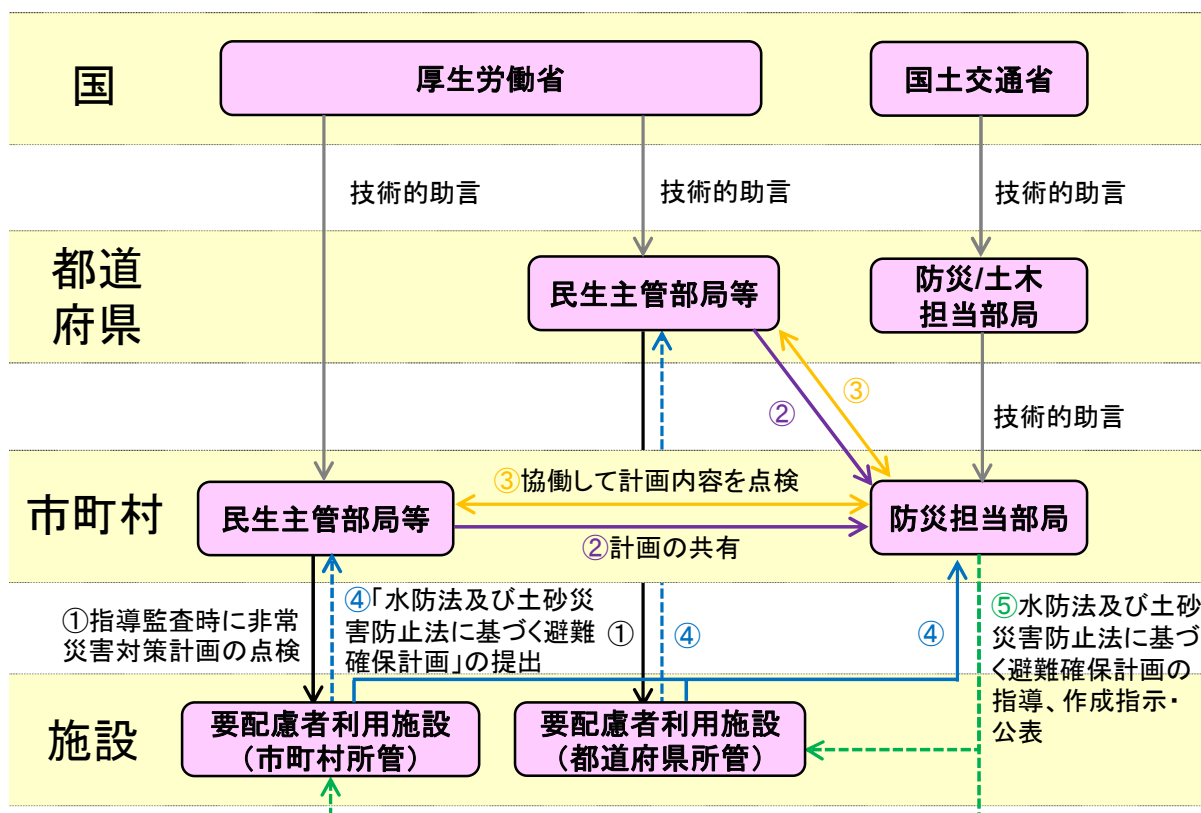
- ・ 要配慮者利用施設への洪水予報、土砂災害に関する情報等の配信方法（各市町村地域防災計画に規定された配信方法を確認）
- ・ 要配慮者利用施設に影響を与える河川名（国または都道府県が公表する洪水浸水想定区域図を確認）
- ・ 上記河川毎の要配慮者利用施設の所在地における想定浸水深（国または都道府県が公表する洪水浸水想定区域図を確認）

- ・ 上記河川毎の要配慮者利用施設の所在地に対応した基準水位観測所（当該河川を所管している国又は都道府県に確認）
- ・ 要配慮者利用施設が立地する土砂災害警戒区域（都道府県が公表する土砂災害警戒区域図を確認）
- ・ 要配慮者利用施設が避難場所として設定した地点の浸水や土砂災害の影響有無（国または都道府県が公表する洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域図を確認）

○点検体制

非常災害対策計画の点検は、下記の手順により進めます。

- ① 要配慮者利用施設を所管する都道府県または市町村の担当部局（民生主管部局等）が事業法に基づく指導監査等の際に点検を行う
- ② 点検に当たっては、要配慮者利用施設の防災体制や防災情報の扱い方など、防災に関わる部分については市町村防災担当部局と連携しつつ行う
- ③ 点検の完了した非常災害対策計画を関係部門間で共有する
- ④ 非常災害対策計画が未提出の場合、また消防計画への追記等、別の形式で計画が作成されている場合は、これを提出する
- ⑤ 計画を未提出の施設に対して、水防法又は土砂災害防止法の規定に基づく指導、作成「指示」、未作成の施設の「公表」により、作成を促す



図：非常災害対策計画に係る点検体制

【参考】点検の際の役割分担の考え方

非常災害対策計画の点検に際しては、民生主管部局等が施設の運営等に関する事項について、防災担当部局が避難先等に関する事項について下記の例のように分担して点検する等により、効果的・効率的に進めてください。

計画に記載される事項	民生主管部局等	防災担当部局
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達	○（施設内の体制）	○（防災情報）
(イ) 避難誘導	○（利用者の誘導方法）	○（避難先、避難路）
(ウ) 施設整備	○	
(エ) 教育・訓練		○
(オ) 自衛水防組織	○（組織）	○（業務内容）

表：点検における役割分担の例

点検体制、項目と着眼点

○点検項目と着眼点

非常災害対策計画に水防法又は土砂災害防止法に基づく記載を行う場合、以下の（ア）～（エ）（自営水防組織を設置している施設に対しては（オ）も含まれる）についての記載が必要となります。

以下に、各項目について着眼点を記載しておりますので、1ページ目に掲載した「避難計画チェックリスト」により、各施設が作成した非常災害対策計画を確認し、修正等の指示の際などに活用してください。

（ア）防災体制、情報の収集・伝達

次の3つの項目に注意して内容を確認します。

1. 施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか

【着眼点】

- 施設の所在する地域を洪水浸水想定区域として持つ河川の洪水予報等³、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報について、①誰が、②どうやって、③何を収集するか明確に記載されているか
- 必要な情報を④誰に、⑤どうやって伝達するか、明確に記載されているか

【補 足】

- ① 誰が収集するか
 - 施設利用者が滞在する時間帯に限らず、常時、必要な情報収集のための要員が設定されているか
- ② どうやって収集するか
 - 市町村から提供を受ける洪水予報、土砂災害に関する情報等の入手方法（例：ファックスによる受信、電子メールによる受信）が記載されているか
 - 避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の入手方法（例：緊急速報メール）が記載されているか
- ③ 何を収集するか
 - 要配慮者利用施設を浸水想定区域内に持つ河川の洪水予報、土砂災害に関

³ 洪水予報指定河川の場合は「洪水予報」、水位周知河川の場合は「水位到達情報」が河川管理者から市町村へ伝達され、これを市町村は関係する要配慮者利用施設に伝達している

する情報等を収集・伝達することが記載されているか

- 最低でも下表の情報が収集されることとなっているか

洪水予報または水位到達情報 ⁴	〇〇川氾濫注意情報（※洪水予報のみ）
	〇〇川氾濫警戒情報（※洪水予報のみ）
	〇〇川氾濫危険情報
	〇〇川氾濫発生情報（※洪水予報のみ）
避難情報	避難準備・高齢者等避難開始
	避難勧告
	避難指示（緊急）

④ **誰に**伝達するか

- 洪水予報、土砂災害に関する情報等が防災体制の確立に係る権限者（施設の管理者等、自衛水防組織の統括管理者等）に伝達されるようになっているか
- 施設の管理者等による防災体制に係る判断内容が施設の関係者に共有されるようになっているか

⑤ **どうやって**伝達するか

- 施設の関係者についての連絡体制が整備され、連絡方法が関係者で共有されているか

2. 避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか

【着眼点】

- 避難準備・高齢者等避難開始の発令が、施設の防災体制（表）において①位置付けられ、その発令を受け②避難行動をとる体制となっているか

【補 足】

① **位置付け**られているか

- 避難準備・高齢者等避難開始が、要配慮者の避難開始のための防災体制確立の判断基準として明記されているか

② **避難行動をとる体制**となっているか

- 避難準備・高齢者等避難開始の発令を受け、要配慮者の避難誘導開始をするために必要な要素が記載されているか
- ・ 要配慮者の避難誘導員が確保されているか、あるいは確保するための参集体制が敷かれているか

⁴水位周知河川における水位到達情報は、氾濫危険情報のみが法定伝達情報であるが、河川によってはその他の情報も提供される

- ・ 夜間における要配慮者の避難が想定される場合など、時間帯に対応した体制が考慮されているか

3. 避難準備・高齢者等避難開始等の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか（特に、洪水予報、土砂災害に関する情報等が活用されているか）

【着眼点】

- 避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安となる氾濫警戒情報（※洪水予報のみ）及び大雨警報（土砂災害）や、避難勧告の発令の目安となる氾濫危険情報及び土砂災害警戒情報についても防災体制の判断材料として利用されているか

（目安の例）

- 氾濫警戒情報、大雨警報（土砂災害）・・・要配慮者の避難誘導の目安
- 氾濫危険情報、土砂災害警戒情報・・・施設内全ての避難の目安

（イ）避難誘導

次の3つの項目に注意して内容を確認します。

1. 避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか

【着眼点】

- 移動に伴うリスクを踏まえ、「近隣の安全な場所⁵」への避難や「屋内安全確保⁶」がとれるよう、緊急度合いに応じた複数の避難先が確保されているか
- 設定されている避難先（指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、屋内安全確保）が、利用者の移動に伴うリスクや避難にかかる時間等を踏まえた実効性のあるものになっているか

⁵ 指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等（「避難勧告等に関するガイドライン」より）

⁶ その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動（「避難勧告等に関するガイドライン」より）

(確認方法の例)

国または都道府県にて公表している洪水浸水想定区域図^{*}を参照し、避難場所における想定浸水深と避難場所の高さを比較

※各都道府県にて公表している他、国土交通省では以下の情報を公開している

情報	概要	参照先
ハザードマップポータルサイト	洪水、内水、土砂災害等の各種ハザードマップを任意地点について閲覧できるページや、市区町村別にまとめて整理した情報サイト	http://disportal.gsi.go.jp/
浸水ナビ	浸水想定区域図を電子地図上に表示するもので、各地点の詳細な浸水深や堤防決壊点からの浸水到達時間がわかる	http://suiboumap.gsi.go.jp/

2. 避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか

【着眼点】

- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、施設の災害リスク情報を踏まえたルート設定となっているか
- 避難ルートの途中に通行止め等の障害が発生する可能性を踏まえ、複数の避難ルートを検討しておくこと

(確認事項の例)

- ・悪天時でも避難可能なルートとなっているか(内水氾濫や土砂災害)の可能性のある地域やアンダーパス、豪雨時に通行止めとなるようなルートを回避しているか
- ・浸水までのリードタイムが無い中での屋外避難となっていないか
- ・夜間の行動が求められる場合、夜間であることによる危険な経路となっていないか

3. 必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか

(着眼点)

- 職員のみでの避難誘導に支障がある場合、地域の支援が得られるよう⁷事前に調整されているか

⁷ 避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)1.2.2 施設管理者等の避難行動の原則「…さらに、要配慮者利用施設の管理者等は、市町村や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすることが望ましい。」

(ウ) 施設整備

次の3つの項目に注意して内容を確認します。

1. 洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報入手するための設備が記載されているか

【着眼点】

- 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう設備が整っているか

(確認事項の例)

- 〔 ・ファックス、携帯電話、テレビ等、情報入手するための設備が記載されているか
・市町村から洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達を受ける機材については、その旨を計画に明示しているか (例：ファックス>市町村からの情報受信用) 〕

2. 夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか

【着眼点】

- 電池式照明器具や、避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等が用意されているか

3. 屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか

【着眼点】

- 要配慮者利用施設内での屋内安全確保を行う場合に備え、その滞在を行う日数・人数分の食料・飲料水等が確保されており、その記述があるか

(確認方法の例)

- 〔 浸水ナビ⁸で浸水継続時間を確認し、その日数分の物資の確保状況等をチェック 〕

⁸ <http://suiboumap.gsi.go.jp/>

(エ) 教育・訓練

次の項目に注意して内容を確認します。

○ 適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか

【着眼点】

- 洪水予報、土砂災害に関する情報等の避難に必要な情報を収集及び共有するため、機器の操作や作業に係る訓練（情報伝達訓練）や、関連する教育の機会が設定されているか（本教育・訓練は自衛水防組織が設置されていれば省略可能）
- 施設が浸水に至るまでの限られた時間内に、要配慮者を避難場所まで安全に避難誘導するための訓練（避難誘導訓練）や、関連する教育の機会が設定されているか
- 水害や土砂災害の危険性が高まる出水期までに施設職員の対応力が高まるよう、出水期までの時期に教育・訓練が設定されているか
- 新規に採用された職員が対応できるよう、当該職員に対する教育・訓練の機会が設定されているか
- 施設関係者以外の協力者が参画した避難誘導等が有効に行われるよう、必要な教育・訓練の機会を当該協力者向けに用意しているか

（情報伝達に係る教育・訓練の例）

〔 洪水予報、土砂災害に関する情報をファックス等で受信し、それをもとに関係者に内容を伝達、またその後の防災体制について関係者への伝達を図ることを目的とした情報収集・伝達に係る講習や訓練の実施 〕

（避難誘導に係る教育・訓練の例）

〔 あらかじめ設定された避難場所、避難経路及び誘導方法に基づき、実際に避難行動を行うための講習や避難訓練の実施 〕

(オ) 自衛水防組織

自衛水防組織の設置は努力義務として規定されています。自衛水防組織が設置されている場合、次の項目に注意して内容を確認します。

○ 自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか

【着眼点】

- 自衛水防組織を統括する①統括管理者が記載されているか

- 少なくとも「洪水予報等の収集及び伝達」、「要配慮者の避難誘導」がそれぞれ②自衛水防組織の業務として規定されているか
- 内部組織（〇〇班など）を編成する場合、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、③内部組織毎に必要な要員と統括する者が記載されているか
- 自衛水防組織の構成員に対する④教育・訓練が（エ）の教育・訓練に準じて設定されているか

【補 足】

① 統括管理者が記載されているか

- 計画への記載は必須ではないが、自衛水防組織を設置した場合、統括管理者名の記載された資料を計画に添付することが望ましい

（水防法第 15 条の 3 第 2 項関係）

要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。

（水防法施行規則第 13 条及び 17 条関係）

自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない
統括管理者は、自衛水防組織を統括する

（水防法施行規則第 15 条及び 17 条関係）

法第 15 条の 3 第 2 項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 統括管理者の氏名及び連絡先
- 二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置
- 三 洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

② 「洪水予報等の収集・伝達」、「要配慮者の避難」が自衛水防組織の業務として規定されているか

- 自衛水防組織の業務のリストとして、洪水予報等の収集及び伝達に関すること、要配慮者の避難誘導に関することが記載されているか

（水防法施行規則第 16 条関係）

避難確保計画の自衛水防組織においては、次の事項を定めなければならない
 イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災の被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関すること

③ 内部組織毎に必要な要員と統括する者が記載されているか

- 例えば情報伝達班、避難誘導班を設置した場合、それぞれの班ごとに区分し

て活動内容が記載されているか

- 計画への記載は必須ではないが、各班の班長及び班員名を記載した資料を計画に添付することが望ましい

(水防法施行規則第 13 条及び 17 条関係)

〔 自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする 〕

④ 教育・訓練が設定されているか

- 「(エ) 教育・訓練」に記載のとおり

(参考)

○水防法上の義務等について

水防法により市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設では、以下の事項を行うことが規定されています。

【市町村の事務】

- ・ 洪水予報または水位到達情報（以下、「洪水予報等」とする）について、施設の所有者または管理者（以下、「管理者等」とする）への伝達（水防法第 15 条第 2 項）
- ・ 施設に自衛水防組織が設置されている場合、洪水予報等の自衛水防組織の構成員への伝達（水防法第 15 条第 2 項）
- ・ 避難確保計画が未作成の施設に対する、作成に係る指示（水防法第 15 条の 3 第 3 項）
- ・ 避難確保計画の作成に係る指示を行った施設が正当な理由がなくその指示に従わない場合の公表（水防法第 15 条の 3 第 4 項）

【要配慮者利用施設の事務】

- ・ 避難確保計画の作成の義務及び作成した計画の市町村への報告義務（水防法第 15 条の 3 第 2 項）
- ・ 避難確保計画に基づく訓練の実施の義務（水防法第 15 条の 3 第 1 項）
- ・ 自衛水防組織の設置の努力義務及び設置した場合の市町村への報告義務（水防法第 15 条の 3 第 2 項）

○土砂災害防止法上の義務等について

土砂災害防止法により市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設では、以下の事項を行うことが規定されています。

【市町村の事務】

- ・ 土砂災害に関する情報、予報及び警報について、要配慮者利用施設への伝達（土砂災害防止法第 8 条第 2 項）
- ・ 避難確保計画が未作成の施設に対する、作成に係る指示（土砂災害防止法第 8 条の 2 第 3 項）
- ・ 避難確保計画の作成に係る指示を受けた施設が正当な理由がなくその指示に従わない場合の公表（土砂災害防止法第 8 条の 2 第 4 項）

【要配慮者利用施設の事務】

- ・ 避難確保計画の作成の義務及び作成した計画の市町村への報告義務（土砂災害防止法第8条の2第2項）
- ・ 避難確保計画に基づく訓練の実施の義務（土砂災害防止法第8条の2第5項）

○「避難確保計画」に記載が求められる事項について

＜水防法＞

水害に関する避難確保計画は、水防法施行規則第16条により以下の事項を記載することが求められます。

- （ア）要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- （イ）要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- （ウ）要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- （エ）要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- （オ）自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - （1） 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災の被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事
 - （2） 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事
 - （3） その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- （カ）前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

＜土砂災害防止法＞

土砂災害に関する避難確保計画は、土砂災害防止法施行規則第5条の2により以下の事項を記載することが求められます。

- （ア）要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項
- （イ）急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導に関する事項
- （ウ）要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- （エ）要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- （オ）前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合にお

る要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

なお、避難確保計画に記載する内容は、「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」⁹において整理してありますので、本マニュアルとあわせ、適宜参照をお願いします。

⁹ 「要配慮者利用施設(医療施設等を除く)に係る避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮編)」
「医療施設等(病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等)に係る避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮編)」
「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」

<要配慮者利用施設の避難計画に係る参考情報のサイト>

【水害関係】

- ・ 掲載場所：国土交通省ホームページ
 - 「政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」
 - 「防災」
 - 「防災」中の「災害から身を守るために事前に知っておくべき知識」中の「自衛水防（地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場での対策等）」
 - 「要配慮者利用施設の浸水対策」

URL：

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

※今後国土交通省 HP 更新の関係で上記リンクが変わる可能性があります。

- ・ 掲載内容：
 - 水防法・土砂災害防止法の改正に係るパンフレット
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊
 - 避難確保計画のひな形
 - 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

【土砂災害関係】

- ・ 掲載場所：国土交通省ホームページ
 - 「政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」
 - 「砂防」
 - 「土砂災害防止法が改正されます」

URL：http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

- ・ 掲載内容：
 - 土砂災害防止法の改正に係るパンフレット
 - 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き
(手引き、作成例、チェックリスト)
 - 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

平成29年2月20日
雇児発0220第2号
社援発0220第1号
障 発0220第1号
老 発0220第1号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、従前より各都道府県においてこれらの情報を収集し、必要な措置を講じていただくとともに、厚生労働省あて適宜情報提供をお願いしてきたところである。

一般的に、社会福祉施設等は、要介護高齢者や障害者など、日常生活上の支援を必要とする者が利用する施設であることから、災害発生時には、ライフラインの確保、必要な物資の供給、被災施設の早期復旧など、施設利用者のニーズに応じて必要な措置を速やかに講じていくことが必要である。このような観点に立てば、まずは社会福祉施設等の被災状況を迅速かつ正確に把握するとともに、被災自治体を始め、厚生労働省などの関係者間で共有した上、それぞれの役割分担を図りつつ、連携して必要な対策を検討していくことが重要である。

近年、自然災害の発生により、社会福祉施設等において、甚大な被害が生じている事例が見受けられることから、今般、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況が迅速かつ正確に情報収集できるよう、下記のとおり、当該情報収集の方法等について、改めて整理を行うこととしたので、御了知の上、各都道府県、指定都市又は中核市におかれては、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）、社会福祉施設等及び関係団体に十分周知を図るとともに、本通知を参照の上、平時から、貴管内において、災害発生時における関係者の連携体制の構築・強化に向けた取組を推進されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものであることを申し添える。

記

1. 平時における取組について

災害発生時に、社会福祉施設等の被災状況（以下「被災状況」という。）の把握等を行うに当たっては、平時から関係者間の連携体制を構築・強化しておくことが重要であることから、各都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）においては、以下の取組を推進すること。

(1) 被災状況の情報収集に係る取りまとめ部局の明確化

社会福祉施設等は、様々な施設種別が存在することから、施設ごとの被災状況が漏れることなく、的確に情報収集が行われるとともに、当該情報収集の内容の標準化が図られていることが重要である。

このため、都道府県等においては、それぞれの施設種別を所管する部局（以下「施設所管部局」という。）間との連絡調整及び被災状況の情報収集に係る取りまとめを行う部局（以下「取りまとめ部局」という。）を定めておくこと。

また、災害発生時においては、取りまとめ部局を中心に、円滑な情報収集を行うことができるよう、取りまとめ部局及び施設所管部局における災害担当者リストを作成し、当該部局間で共有しておくなど、必要な連絡体制を整備しておくことが望ましい。

(2) 管内関係者間のネットワークの構築

災害発生時には、膨大かつ被害の状況に応じた様々な業務を行う必要があることから、特定の部局、機関に業務が集中しないよう、庁内関係部局のほか、庁外関係者間とも連携体制を構築しておくことが重要である。

このため、都道府県の取りまとめ部局が中心となって、都道府県施設所管部局、防災担当部局、指定都市及び中核市、市区町村や社会福祉協議会、その他関係団体等とのネットワークづくりを推進するとともに、災害発生時におけるそれぞれの役割分担、連携体制等について、必要な調整を行っておくことが望ましい。

(3) 社会福祉施設等リストの整理

① 施設リストの作成

取りまとめ部局は、災害発生時に、迅速かつ的確に被災状況について情報収集を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じることができるよう、施設所管部局及び管内市区町村の協力を得て、別紙様式により、都道府県等管内の社会福祉施設等の一覧表（以下「施設リスト」という。）を作成しておくこと。

なお、当該施設リストの作成に当たっては、別紙に掲げる「対象施設種別」ごとに、別紙様式中、「基本情報」欄への記載により行うこと。

② 都道府県等・市区町村間の役割分担について

取りまとめ部局は、施設リストに整理した社会福祉施設等について、災害発生時に、被災状況を、都道府県等及び市区町村がどのような役割分担で情報収集を行うか、必要な調整を行っておくこと。

また、社会福祉施設等に対して、できる限り同一の内容について、複数の者が重複して情報収集を行うことのないよう配慮することが必要であることから、あらかじめ情報収集を行うにあたって、実施手順や聞き取り内容などの標準化を図っておくことが望ましい。

ただし、災害の状況によっては、上記の役割分担どおりに情報収集を行うことが困難な場合も想定されることから、都道府県が当該市区町村に代わり、情報収集を行うなど、柔軟に対応できる体制についても検討を行っておくこと。

③ 施設リストの共有について

取りまとめ部局は、作成した施設リストを施設所管部局と共有するとともに、適切に保管し、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に情報提供を行うこと。

なお、都道府県の取りまとめ部局は、管内指定都市及び中核市の施設リストの提供を受け、これを適切に保管するとともに、管内市区町村においても施設リストが適切に保管されるよう、必要な措置を講ずること。

④ 施設リストの更新について

取りまとめ部局は、毎年度当初には施設リストの更新を行うこと。なお、基本情報の更新に当たっては、基本情報のうち、緊急連絡先など災害時の連絡体制に関するものを中心に行うことも差し支えないものとする。また、毎年度当初以降に、社会福祉施設等が新設された場合や「基本情報」欄の情報に変更があった場合には、必要に応

じて施設所管部局及び管内市区町村の協力を得て、可能な限り施設リストの随時更新を行うこと。

(4) 被災状況の把握方法等の検討

① 被災状況の把握方法等の検討について

取りまとめ部局は、災害発生時に、固定電話や防災電話、Eメール、SNS等具体的にどのような方法により被災状況を把握するのか、必要な検討を行っておくこと。

② 社会福祉施設等への周知について

取りまとめ部局が中心となって、平時から社会福祉施設等に対し、災害により被害等が生じた場合には、①により検討した方法により、速やかに都道府県等又は市区町村に対して報告を行うよう、周知を図ること。

③ 食料及び飲料水等の備蓄について

都道府県等及び市区町村は、社会福祉施設等に対し、災害の発生により、物資の供給に支障が生じた場合に備え、入所者及び施設職員の概ね3日間の生活に必要な食料及び飲料水、生活必需品並びに燃料等の備蓄に努めるよう要請を行うこと。また、併せて都道府県等及び市区町村においても、災害時に社会福祉施設等に対し必要物資を供給することができる体制の構築を検討すること。

ただし、都道府県等又は市区町村が定める条例その他の規則において、別の定めがある場合は、この限りではない。

2. 災害発生時における対応について

実際の災害発生時には、その災害の規模や特性等に応じて、臨機応変に被災状況の把握等を行うことが重要であることから、都道府県等においては、管内市区町村、社会福祉施設等及び関係団体等とも十分連携の上、以下の対応を柔軟に行うこと。

(1) 社会福祉施設等への被害情報等の収集

取りまとめ部局は、災害発生時には、施設リストに基づき、都道府県等及び市区町村とも連携を図りつつ、あらかじめ定めた役割分担、情報収集の方法に従って、速やかに被害情報等の収集を行うこと。

なお、被害情報等の収集に当たっては、市区町村から行うほか、関係団体など、あらゆる情報源の活用を努めること。

(2) 被災状況の厚生労働省への情報提供

① 被災状況の厚生労働省への情報提供について

取りまとめ部局は、原則として1日に1回、把握した被害情報等について、別紙様

式に集約した上で、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あて、メールにより情報提供を行うこと。また、指定都市、中核市の取りまとめ部局にあつては、厚生労働省への情報提供と併せて、都道府県へも同様の情報提供を行うこと。

② 重大な被害が生じた場合における情報提供について

社会福祉施設等において、「サービス提供の継続に著しい支障のある重大な建物被害が発生した場合」や「人的被害が発生した場合」には、①による情報提供に先だつて、都道府県等又は市区町村から、厚生労働省施設所管部局あて、取りまとめ部局を経ることなく、直接、被害に関する個別詳細の情報提供を行うこと。（これにより難しい場合は、この限りではない。）

なお、当該情報提供については、被害情報等を把握次第、速やかに行うこととし、様式及び方法は問わないものであること。

③ 被災状況等に応じた柔軟な対応について

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課及び施設所管部局においては、①及び②に関わらず、災害が発生した時間帯や災害規模、被災状況、避難者の動向などを踏まえ、別紙様式における状況把握項目の追加や対象施設の追加、別紙様式の都道府県等施設所管部局から厚生労働省の施設所管部局への直接送付など、さらなる対応について協力を依頼することがある。

3. その他

(1) あらかじめ発生が予想できる災害について

取りまとめ部局が中心となって、台風等の気象情報により、あらかじめ発生が予想できる災害については、気象情報を踏まえ、社会福祉施設等に対して、迅速に施設利用者の避難が実施されるよう、必要な要請を行うこと。

(2) 「対象施設種別」に該当しない通所施設等の取扱いについて

別紙に掲げる「対象施設種別」に該当しない通所施設等については、あらかじめ施設リストの作成は要しないこととするが、災害の状況により、これらの被災状況を把握する必要がある場合も考えられることから、介護サービス情報公表システムなどの既存情報も最大限有効に活用しつつ、可能な限り、被災状況が把握できる体制の整備に努めること。

(3) 「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の有効活用

災害発生時における対応は、1の(2)に記載のとおり、都道府県施設所管部局、防災担当部局、指定都市及び中核市、市区町村や社会福祉協議会、ボランティア団体など、

平時において、多様な関係機関とのネットワークが構築されていればいるほど、支援の幅が広がることにつながるものであることから、各都道府県においては、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金による「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」を有効に活用すること。

(4) 夜間・休日等における情報提供

取りまとめ部局は、夜間・休日等において、重大な被害が生じた場合は、別途連絡する厚生労働省社会・援護局福祉基盤課又は施設所管部局の担当者の緊急連絡先に情報提供を行うこと。なお、当該緊急連絡先は、市区町村あて周知を図ること。

対象施設種別

1 児童関係施設

- (1) 助産施設
- (2) 乳児院
- (3) 母子生活支援施設
- (4) 児童養護施設
- (5) 情緒障害児短期治療施設
(※平成29年4月1日以降は「児童心理治療施設」と読み替える。)
- (6) 児童自立支援施設
- (7) 児童自立生活援助事業所
- (8) 小規模住居型児童養育事業所
- (9) 婦人保護施設
- (10) 婦人相談所一時保護施設
- (11) 児童相談所一時保護施設
- (12) 保育所・認定こども園等

2 障害児者関係施設

- (1) 障害者支援施設
- (2) 福祉型障害児入所施設
- (3) 医療型障害児入所施設
- (4) 共同生活援助
- (5) 短期入所
- (6) 療養介護

3 高齢者関係施設

- (1) 老人短期入所施設
- (2) 養護老人ホーム
- (3) 特別養護老人ホーム
- (4) 軽費老人ホーム
- (5) 認知症高齢者グループホーム
- (6) 生活支援ハウス
- (7) 介護老人保健施設
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 看護小規模多機能型居宅介護看護事業所

- (10) 有料老人ホーム
- (11) サービス付高齢者向け住宅

4 その他施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 宿所提供施設

県 社会福祉施設等の被災状況整理表【高齢者関係施設】

【平成 年 月 日 : 現在】

基本情報 (あらかじめ記載しておく項目)											被害情報等 (災害発生時に記載する項目)						
全体 NO	担当 NO	担当 自治体	所在 市町村	施設種別 選択式	法人種別 選択式	施設名 (法人名)	電話番号	緊急連絡先	メールアドレス	住所	入所者 数	連絡確認の 有無 選択式	人的被害の状況 選択式	建物被害の状況 選択式	入所者の 他施設等への 避難の有無 選択式	備考	情報元 (施設担当者)
1	1	A県	B市	老人短期入 所施設	社会福祉法 人	ホーム			@	県 市	5	1.有	3.被害なし	4.被害なし	2.無		
2	2	A県	B市	特別養護老 人ホーム	社会福祉法 人	園			@	県 市	10						
3	3	A県	B市	認知症高齢 者グループ ホーム	社会福祉法 人	ホーム			@	県 市	15	1.有	2.負傷者あり	4.被害なし	2.無	落下物に当たり軽傷	
4	4	A県	C市	有料老人ホ ム	株式会社	園			@	県 市	10						
5	5	A県	C市	老人短期入 所施設	社会福祉法 人	ホーム			@	県 市	15						
6	6	A県	C市	特別養護老 人ホーム	社会福祉法 人	園			@	県 市	5	1.有	3.被害なし	2.サービス提供 の継続に支障は ないが、重大な 被害あり	2.無	A棟の壁に大きなひ び	
7	1	B市	B市	認知症高齢 者グループ ホーム	社会福祉法 人	ホーム			@	県 市	10	1.有	3.被害なし	4.被害なし	2.無	施設に被害がないこ とが確認できたため、 帰園	
8	2	B市	B市	有料老人ホ ム	株式会社	園			@	県 市	15						
9	3	B市	B市	老人短期入 所施設	社会福祉法 人	ホーム			@	県 市	10	1.有	3.被害なし	3.軽微な被害 あり	2.無		
10	1	C市	C市	特別養護老 人ホーム	社会福祉法 人	園			@	県 市	15	1.有	2.負傷者あり	4.被害なし	2.無	転んだ際にねんざ	
11	2	C市	C市	認知症高齢 者グループ ホーム	社会福祉法 人	ホーム			@	県 市	10						
12	3	C市	C市	有料老人ホ ム	社会福祉法 人	園			@	県 市	15						

必要に応じて行を追加すること

事務連絡
平成29年8月16日

各都道府県
 衛生主管部（局）
 母子保健主管部（局）
 障害保健福祉主管部（局）
 介護保険主管部（局）

御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
 厚生労働省子ども家庭局母子保健課
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
 厚生労働省老健局高齢者支援課
 厚生労働省老健局振興課
 厚生労働省老健局老人保健課
 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）

避難行動要支援者向けのリーフレットの活用について（周知）

平素より厚生行政について、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

先般、市町村における災害時の避難行動要支援者（※1）対策の実施に当たって参考となるよう、避難行動要支援者向けのリーフレットが、別添のとおり、内閣府から各都道府県防災担当部長に対して周知されました。

本リーフレットは、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者への支援制度（※2）の概要を理解していただくことで、市町村が作成する避難行動要支援者名簿を平時から支援者（避難支援等関係者）に提供することについての同意を促す内容となっております。

居宅において生活しながら医療・介護・障害福祉サービス等を受けられる方や里帰り中の妊産婦など、避難時に特に配慮が必要と考えられる方に対しても、本リーフレットの活用等により、その制度趣旨についての理解が進むよう、防災担当部局と連携の上、貴管下市町村に対して周知をお願いします。

また、各医療機関や介護事業者、障害福祉サービス事業者等（以下「医療機関等」という。）から本リーフレットを活用した情報提供がなされるよう、貴管下医療機関等に対しても、周知していただきますようお願いいたします。

〔URL〕

リーフレット：<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/pdf/panf.pdf>

※1 避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方をいいます。

※2 制度の運用方法については市町村によって異なります。避難行動要支援者名簿の登録対象となるかどうかや、具体的な支援内容については、お住まいの市町村にお問い合わせいただく必要があります。

災害時に助かるために!!

～市町村から支援者への情報提供にご協力を～

災害時に受けられる支援(例)

●避難連絡・避難誘導に関する支援



●安否確認・救助活動に活用



平常時に受けられる支援(例)

●支援者との交流 (日常の声かけ等の見守り)



●個別計画や 防災訓練に活用



※支援の内容については市町村によって異なります。

こんな不安はありませんか?

津波警報が出たときに、
逃げるために誰かの
助けがほしい。



地震があったときに、
避難すべきかどうか
判断できない。



災害時、1人での避難が大変なことを
周りの人に知ってほしい。

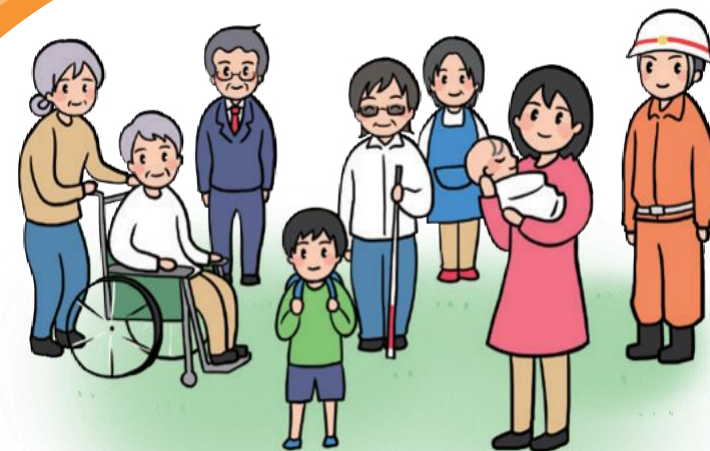


1つでも不安があれば、
中をご覧ください。

自ら避難することが困難な方へ

災害時に備えて 今できること

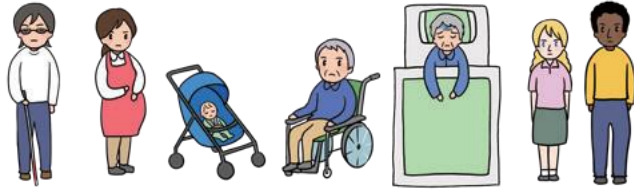
～災害時にスムーズに避難支援を
受けられるようにしましょう～



市町村が作成したあなたの「避難行動要支援者名簿」を 支援者へ提出することに同意 そうすれば、災害時に支援が受けられやすくなります!

自ら避難することが困難な方への支援イメージ

避難行動要支援者



※自ら避難することが困難な方
(社会福祉施設入所者や長期入院患者などの方は
施設管理者の対応となります。)

支援者(避難支援等関係者)



※民生委員 自主防災組織
消防機関 など
(市町村により異なります。)

5

【平時】日常の声掛け等
の見守り・避難訓練
の実施 など

6

【災害時】避難行動に
関する支援 など

2

名簿情報を平時から
支援者に提供して
よいか確認

3
同意

市町村



1

避難行動要支援者
名簿の作成

4

同意した方の
名簿情報の提供

(制度の運用方法については市町村によって異なります。避難行動要支援者名簿に登録されているかどうかや支援内容については、お住まいの市町村にお問い合わせください。)

避難行動要支援者名簿とは

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成が市町村に義務付けられました。

避難行動要支援者名簿の情報

避難行動要支援者名簿には主に次の情報が登録されます。

氏名	生年月日
性別	住所・居所
電話番号	など

※登録内容は市町村によって異なります。

名簿の個人情報の取扱いについて

避難行動要支援者名簿を提供した支援者(避難支援等関係者)に対しては、災害対策基本法によって守秘義務が課せられております。

音声コードをご利用
の方はこちら

※コードを読み込むことで
内容を音声にて説明いた
します。

Uni-Voice



【ENGLISH】

【日本語】